

京都市地球温暖化対策条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 地球温暖化対策計画等（第9条・第10条）

第3章 本市による地球温暖化対策（第11条）

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組（第12条～第19条）

第2節 特定事業者等の取組（第20条～第26条）

第5章 評価及び見直し（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

本市は、平成9年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

このような認識の下に、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者がそれぞれの立場において、地球温暖化を防止するため、なお一層積極的に行動することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他別に定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された

団体をいう。

(本市の当面の目標)

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置（他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。）を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実

施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画等

(地球温暖化対策計画)

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(特定事業者排出量削減指針)

第10条 市長は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者(以下「特定事業者」という。)の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の量の削減のための措置、当該削減の目標その他必要な事項を記載した計画書(以下「特定事業者排出量削減計画書」という。)及び特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書(以下「特定事業

者排出量削減報告書」という。)の作成に関する指針(以下「特定事業者排出量削減指針」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、特定事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第11条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

- (1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギー(太陽光, 太陽熱, バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油, 石油ガス, 可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。)の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)を促進するための施策

ウ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

- (2) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。以下同じ。)を事業者に普及させるための施策

- (3) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)及び環境に配慮した事業活動に関する情

報を収集し,これを事業者,市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに,事業者,市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

- (4) 自動車等(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの
 - ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関への利用の転換の促進その他の交通需要管理施策(自動車等による交通の抑制,自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。)
 - イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策
 - ウ 温室効果ガスを排出せず,又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
 - エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策
- (5) 森林の適切な保全及び整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策
- (6) 本市が設置し,又は管理する道路,河川,公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における緑化を推進するための施策
- (7) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策
- (8) 事業者,市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育(環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。),啓発その他の必要な施策
- (9) 事業者,市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供,助成その他の必要な施策
- (10) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発,知識の普及その他の必要な施策

- (11) 国，他の地方公共団体，環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力
- (12) 地球温暖化対策を効果的に実施するのに必要な助成，税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

2 本市は，次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する実行計画の推進
- (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- (3) 環境物品等の調達
- (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか，温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組

(自然エネルギーの優先的な利用等)

第12条 事業者及び市民は，事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は，事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は，当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの導入)

第13条 事業者は，環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等)

第14条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等)

第15条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第16条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第17条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自己の自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(廃棄物の減量化の推進)

第18条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化

の推進に努めなければならない。

(従業員の環境教育)

第19条 事業者は、その従業員に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

第2節 特定事業者等の取組

(特定事業者排出量削減計画書の作成等)

第20条 特定事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定事業者は、定期的に（特定事業者でなくなったときにあつては、その後遅滞なく）、特定事業者排出量削減報告書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、定期的に市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による特定事業者排出量削減計画書又は前項の規定による特定事業者排出量削減報告書の提出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第21条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 市長は、前項の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(変更の届出等)

第22条 前条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(完了の届出等)

第23条 第21条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定排出機器販売者の表示義務)

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第25条 市長は、第20条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定建築主（以下「特定事業者等」という。）に対し、温室効果ガスの排出の量その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

（特定事業者等に対する勧告及び公表）

第26条 市長は、特定事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定による提出をしなかったとき。
- (2) 第22条第1項又は第23条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

第5章 評価及び見直し

（施策の評価及び見直し）

第27条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

(条例の見直し)

第28条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね3年ごとに、その見直しを行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節の規定は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市地球温暖化対策地域推進計画は、第9条第1項の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。

3 第1項の市規則で定める日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされている特定建築物については、第21条から第23条までの規定は、適用しない。